

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった個人情報の非開示部分のうち、平成 24 年度緊急雇用対策訓練等委託訓練「〇〇科」における面接票の「得点小計」欄（配点の数字を除く。）については開示すべきである。その他の部分については非開示が妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成 24 年 5 月 25 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「仙台高等技術学校で行われた〇〇科の面接（H24 年〇月〇日実施）での合格選考の基準の内容と、私本人の面接試験の結果の内容」についての個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。
 - (1) 平成 24 年度緊急雇用対策訓練等委託訓練「〇〇科」における面接票（以下「面接票」という。）
 - (2) 選考会議集計表（以下「集計表」という。）

その上で、これらの行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成 24 年 6 月 8 日、異議申立人に通知した。

条例第 18 条第 1 項第 2 号該当

対象行政文書には、受託業者の氏名が記載され、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別され、公開することにより、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

対象行政文書には、県が行う公共職業訓練の入学選考に関する情報が含

まれており、公開することにより、当該事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成 24 年 6 月 11 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、個人情報 の 全 面 開 示 を 求 め る というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

部分開示では全く納得しない内容である為

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書、審査会における意見陳述及び提出資料において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 部分開示を行った理由

(1) 面接票について

イ 面接者の非開示について

- (イ) 当欄には、本委託訓練受託業者の氏名が記載されていることから、これを開示することにより、本人以外の特定の個人が識別され、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがあるため非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 2 号該当

- (ロ) 面接選考担当者個人を特定する情報で、これを開示することにより次回以降の面接選考において、外部からの働きかけや圧力等の干渉のおそれがあることから、面接選考の公正、円滑な執行を確保するため非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

ロ 評価の目安の非開示について

当欄には、面接担当者が評価を行う際の着眼点が記載されており、これを開示することにより受験者が面接選考の事前対策を行うことが可能となり、次回以降の面接選考の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあることから非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

ハ 配点の非開示について

当欄には、質問事項及び評価の目安に対応した配点が記載されており、これを開示することにより、各質問事項についてどの程度重視しているかが判明することとなる。また、このことにより、各質問事項を評点化し総合的に判定するとの趣旨が損なわれかねず、次回以降の面接選考の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

ニ 特記事項の非開示について

当欄には、面接担当者の簡潔かつ率直な意見が記載されることが期待されている。これらの情報を開示すると、記載内容が面接担当者の意図とは異なる形で受験者に受け取られる可能性があり、受験者が無用の誤解を抱くおそれがある。また、受験者が当該意見に疑問や不満を持つことを面接担当者が懸念し、面接票への記載内容を一般的な表現にとどめるなど形骸し、面接による受験者に対する適切な評価を困難にするおそれがあることから、次回以降の面接選考の公正、円滑な執行を確保するため非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

(2) 集計表について

イ 順位の非開示について

当欄には、選考会議における合格判定作業上必要なための番号が記載されているが、この番号を以て合否判定を行っているものではない。これを開示することにより、付番の意図とは異なる形で受験者に受け取られる可能性があり、受験者が無用の誤解を抱くおそれがあることから、次回以降の面接選考の公正、円滑な執行を確保するため非開示とした。

※条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

- ロ 面接者の非開示について
上記(1)イに同じ。

2 委託訓練について

委託訓練は、求職者を対象とした公共職業訓練で、その実施を実施機関から専門学校等の民間教育訓練機関に委託して行っているものである。なお、訓練実施に係る経費はすべて国庫負担となっている。

3 県の非常勤職員である面接担当者について

- (1) 面接選考の実施内容、選考結果に関しては、面接を実施した県立高等技術専門学校に対し、日頃から不合格となった理由を明らかにしてほしい旨の問い合わせ、苦情等が寄せられているところである。

仮に、本件事案について面接者の氏名を開示した場合、面接票の得点結果について、面接担当者を特定し、当該職員に対し不合格となった理由等の説明を求める事態が予想される。この結果、受験者が得点結果に疑問や不満を持つことを面接担当者が懸念し、受験者に対する適切な評価を困難にするおそれがある。さらに、非常勤職員が面接選考事務に従事することへの懸念を惹起させかねず、面接選考の円滑な執行の確保が困難となる事態が想定されるところである。

- (2) 本件事案に係る「緊急雇用対策訓練等委託訓練」については、平成 24 年度に仙台高等技術専門学校において、45 コース（短期課程訓練）が実施されており、受験者数約 2000 名で、すべてのコースで面接選考が実施されている。当該訓練の出願には制限がなく、複数のコースを受験する者もいること、また面接選考に従事できる非常勤職員数も限られることから、受験頻度によっては、同一の面接担当者となることはあり得ると考える。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念にのっとり、条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

(1) 面接票について

訓練科の入学選考の面接時に、面接担当者が受験者の評価に使用するもので、2名の面接担当者がそれぞれ評価等を記載している。当該面接票には、異議申立人の受験番号、氏名等のほか、質問事項、評価の目安、配点、得点、特記事項等の情報が記載されている。

これらのうち、面接担当者の氏名、「評価の目安」、「配点」、「特記事項」、「得点小計」の各欄の内容について非開示となっている。

(2) 集計表について

実施機関が、選考会議の資料として、受験者の成績を集計したものである。

このうち、異議申立人の「順位」及び面接担当者の氏名が非開示となっている。

本件異議申立てに係る対象個人情報とは、本件行政文書に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、本件個人情報のうち実施機関が非開示と判断した部分の妥当性について、審議を行った。

3 条例第18条第1項第2号の該当性について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について、当該個人情報を開示しないことができる旨規定しているが、同号ただし書において「イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る

情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、当該非開示情報から除かれるものとされている。これは、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該本人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が含まれている個人情報については、開示をしないことを定めたものであり、併せて当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が含まれている個人情報についても開示をしないことを定めたものである。

実施機関は、面接票及び集計表に記載されている2名の面接担当者の氏名について、条例第18条第1項第2号本文に該当し、非開示としていることから、その妥当性を検討する。

実施機関の説明によれば、2名の面接担当者のうち、1名は本件訓練科の受託業者の職員（以下「面接担当者A」という。）で、もう1名は県の非常勤職員（以下「面接担当者B」という。）とのことである。

面接担当者Aは、委託元である実施機関との協力体制のもと、面接を行っているものの、民間事業者の職員である以上、面接担当者Aの氏名が条例第18条第1項第2号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

一方、非常勤職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職の地方公務員に該当するが、条例第18条第1項第2号ただし書ハに定める「公務員等」とは、同法第2条に規定する地方公務員としており、これは一般職、特別職に関わらずすべての地方公務員を指していると解される。このことから、非常勤職員である面接担当者Bの氏名は、条例第18条第1項第2号本文には該当せず、同号ただし書ハに該当する。

さらに、実施機関は、2名の面接担当者の氏名について、条例第18条第1項第6号ハにも該当するとしていることから、下記4においてその該当性を検討することとする。

4 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」が掲げられており、

同号ハでは次のとおり掲げられている。

ハ 指導，評価，選考，判定，診断等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

以下，実施機関が，条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当するとして非開示とした欄ごとに，その妥当性を検討する。

(1) 面接票

イ 面接担当者の氏名

面接担当者 A については，上記 3 のとおり，非開示が妥当であると認められるため，条例第 18 条第 1 項第 6 号ハの該当性を検討するまでもないから，面接担当者 B についてのみ，その該当性を検討することとする。

実施機関は，上記第 4 の 1 のとおり「次回以降の面接選考において，外部からの働きかけや圧力等の干渉のおそれがある」と主張している。また，その干渉のおそれの程度や，面接選考に及ぼす支障等について，上記第 4 の 3 のとおり説明している。

本件委託訓練は，受験の機会が年に一度限りではなく，その頻度によっては，同一の面接担当者が面接を行うことがあり得ることからすれば，選考結果に不満を持った受験者が，次回以降の面接のために面接担当者に対して働きかけや圧力等の干渉を行う可能性は否定できない。実際，日頃から選考結果について問い合わせや苦情等が寄せられているとのことから，干渉のおそれは相当程度あるものと考えられる。当該面接担当者がこうした事態を懸念して，受験者に対する適切な評価を行うことが困難になるだけでなく，面接選考に従事することに消極的となり，ひいては，当該選考に従事できる非常勤職員数が限られる中，当該選考の円滑な執行の確保が困難となる可能性も否定できない。以上より，次回以降の面接選考の公正，円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって，面接担当者 B の氏名は，上記 3 のとおり，条例第 18 条第 1 項第 2 号ただし書ハに該当するものの，同項第 6 号ハに該当するため，非開示とした実施機関の判断はやむを得ないものと考えられる。

ロ 評価の目安，配点

評価の目安及び配点は、別々の欄ではあるが、関連性が高いことから、併せて検討を行った。

実施機関は、評価の目安について、上記第4の1のとおり「これを開示することにより受験者が面接選考の事前対策を行うことが可能」とし、配点については、「これを開示することにより、各質問事項についてどの程度重視しているかが判明することとなる。また、このことにより、各質問事項を評点化し総合的に判定するとの趣旨が損なわれかねず」と主張している。

評価の目安には、質問事項に関して、面接担当者が評価を行う際の基準となる目安が記載されている。また、配点には質問事項及び評価の目安に対応した点数が記載されている。これらを併せて開示することにより、各質問事項についての評価の軽重が明らかとなるだけでなく、当該情報に基づき受験者が高評価を得ようとして面接での発言内容等を事前に準備することが可能となる。その結果、面接選考が形骸化することとなり、評点化し総合的に判定するとの当該選考の目的が達成できなくなると考えられる。

したがって、条例第18条第1項第6号ハに該当すると認められる。

ハ 特記事項

実施機関は、上記第4の1のとおり「これらの情報を開示すると、記載内容が面接担当者の意図とは異なる形で受験者に受け取られる可能性があり、受験者が無用の誤解を抱くおそれがある。また、受験者が当該意見に疑問や不満を持つことを面接担当者が懸念し、面接票への記載内容を一般的な表現にとどめるなど形骸し、面接による受験者に対する適切な評価を困難にするおそれがある」と主張している。

当欄は、面接担当者が受験者の印象等を率直に記載することが求められている。それを開示することとすると、受験者からの疑問や不満をおそれて率直な記載を躊躇し、当たり障りのない意見を記載することで、評価が形骸化し、次回以降の面接選考の公正、円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

したがって、条例第18条第1項第6号ハに該当すると認められる。

ニ 得点小計

当審査会において、当欄を見分したところ、項目名を含めすべて非開示とされていた。実施機関の説明によれば、この点について特段の意図

はないとのことであった。

当欄は、様式として印刷されている部分で、複数の質問事項を分類分けした区分ごとに小計が記載され、その内容は、配点の数字の部分とそれ以外の項目名等の部分に分けられる。

配点の数字の部分は、上記ロで検討したとおり、各質問事項の配点是非開示が妥当であり、それを積み上げた小計の配点も同様に、区分ごとの評価の軽重が明らかとなることから、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示が妥当である。

また、配点の数字以外の部分については、当欄の項目名や、開示されている部分から明らかな情報にすぎず、開示したとしても、面接選考の公正、円滑な執行に支障が生ずるおそれはないと考えられることから、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハには該当せず、開示すべきである。

(2) 集計表

イ 面接担当者の氏名

上記(1)イに同じ。

ロ 順位

実施機関は、上記第 4 の 1 のとおり「この番号を以て合否判定を行っているものではない。これを開示することにより、付番の意図とは異なる形で受験者に受け取られる可能性があり、受験者が無用の誤解を抱くおそれがある」と主張している。

順位とはいえ、集計の便宜上付番された番号であり、集計表において開示されている本件訓練科の定員との関係から、受験者が自己の合否結果について無用の誤解を抱くおそれがあるものと考えられる。

したがって、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当すると認められる。

以上より、上記(1)及び(2)の実施機関が非開示と判断した部分のうち、面接票の「得点小計」欄の配点の数字を除く部分は、上記(1)ニのとおり、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当するとは認められず、開示することが妥当である。その他の部分については同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

5 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、冒頭の「第 1

審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
24. 6. 20	○ 諮問を受けた。(諮問乙第66号)
24. 10. 31 (第167回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 11. 12 (第168回審査会)	○ 実施機関からの意見聴取を行った。
24. 12. 13 (第169回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 1. 17 (第170回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 2. 12 (第171回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 3. 13 (第172回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 4. 25 (第173回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 5. 30 (第174回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 6. 21 (第175回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 7. 30 (第176回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 8. 23 (第177回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 10. 10 (第178回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成24年10月13日まで)

氏名	職名	備考
井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
小 野 純一郎	法律家	会長
菅 原 やす 泰 治	学識経験者	
中 谷 さとし 聡	法律家	
ほそ かわ み ち 子 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	

(五十音順)

(平成25年10月31日現在)

氏名	職名	備考
い 飯 島 淳 子	学識経験者	
井 坂 正 宏	学識経験者	
中 谷 さとし 聡	法律家	会長
ほそ かわ み ち 子 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	会長職務代理者
まつ お 尾 だい 大	法律家	

(五十音順)